

令和7年度豊見城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本事業は一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとの生活実態、健康状態、地域活動への参加状況等を調査し、地域の課題特定（地域診断）に資することを目的とする。

本事業を効率的に実施し、ニーズ分析を行うにあたり、公募型プロポーザル方式（以下、プロポーザル方式という。）により、最も優れた者を受託者として選定するため、必要な要件を定めるものとする。

2 業務内容

- (1) 事業名 令和7年度豊見城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- (2) 業務内容 「令和7年度豊見城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- (3) 委託料の上限額 2,816,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日までとする

3 審査方法

公募型プロポーザル方式により、本市の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提案内容や提案価格等の評価基準を基に、総合的に審査・評価し受託候補者を選定する。

4 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 豊見城市若しくは国及び他の地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 豊見城市暴力団排除条例（平成23年9月28日条例第18号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当しないこと。
- (5) 高齢者福祉や介護保険事業等に精通し、過去5年間に国または地方公共団体が実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、またはこれに類似した業務、高齢者福祉保健計画や介護保険事業計画などの高齢者福祉政策に関する策定業務の実績があること。
- (6) 国税、地方税を滞納していない者であること。
- (7) 本業務を円滑に遂行するため、迅速な連絡調整体制を確保できること。

5 選定スケジュール

内 容	日 程	備 考
実施要領等の公表（公募開始）	令和7年10月3日（金）	市のHP 公開
質問の受付期限	令和7年10月10日（金） 15：00	電子メール受付
質問の回答（予定）	令和7年10月17日（金）	市のHP
参加申込書の提出期限	令和7年10月24日（金） 17：00	持参・郵送
企画提案書類等の提出期限	令和7年10月30日（木） 17：00	持参・郵送
選定委員会参加の可否通知	令和7年11月6日（木）	電子メールで通知
選定委員会 （プレゼンテーション）	令和7年11月12日（水）	予定
選定結果通知	令和7年11月中旬	予定
協議及び契約締結	令和7年11月中旬～下旬	予定

※上記日程は目安とし、状況により日程に変更が生じる場合がある。

6 質問の受付及び回答

本要領の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

（1）受付期限 令和7年10月10日（金） 15：00 必着

（2）受付方法 電子メールに「質問書（様式2）」を添付し送信すること。

※メールでの直接的な照会には応じられないため、必ず「質問書」に記すること。

送信後は電話連絡にてメールの受信状況を確認すること。

また、電話による質問は受け付けない。

（3）回 答 令和7年10月17日（金）に市のホームページ上に公開する

（4）申 込 先 豊見城市 福祉健康部 障がい長寿課 介護長寿班（市役所2階 9-①）

E-mail [kaigo- g @city.tomigusuku.lg.jp](mailto:kaigo-g@city.tomigusuku.lg.jp)

電話番号 098-856-4292（担当）赤嶺

7 参加申し込み

（1）受付期間 令和7年10月24日（金）17：00 必着

（2）申込方法 下記提出書類を申込先まで持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は「特定記録郵便」とする。

（3）必要書類 下記ア～オを順に並べ提出すること。（正本1部）

ア プロポーザル参加申込書（様式1） 1部

イ 参加要件確認書（様式3） 1部

ウ 会社概要のわかる資料（任意様式） 1部

エ 5年以内の同種同類の業務受託実績がわかる資料（任意様式） 1部

オ 国税及び地方税の滞納がないことが確認できる書類 1部

(例：納税証明書、または未納がないことを証明する書類など)

(4) 申込先 〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市 福祉健康部 障がい長寿課 介護長寿班 (市役所2階 9-①)

電話番号：098-856-4292

8 企画提案書等の提出

参加資格要件を確認の結果、参加資格を有すると認めた者から、次のとおり提案書を受け付ける。

(1) 提出期限 令和7年10月30日(木) 17:00 必着

(2) 提出方法 参加申し込みと同じ

(3) 提出書類 下記内容の書類ア～エを順に並べフラットファイルに綴ること

(正本1部、副本7部)

ア 企画提案書(任意様式) ※下記①～⑤については必ず盛り込むこと

① 調査票等作成及び送付・回収についての工夫

② 回収率向上のための工夫

③ 集計及び分析項目、分析方法の工夫

④ 個人情報保護のための配慮(安全管理体制等)

⑤その他、本業務にかかる貴社独自の工夫や取組み内容について

イ 業務工程表(任意様式)

ウ 統括責任者及び従事する人数、経験年数や役割分担等のわかる業務実施体制表(任意様式)

エ 見積書(任意様式) ※業務内容ごとの内訳を明記

9 プレゼンテーション及び選定方法

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日 令和7年11月12日(水) 時間未定(※申込事業所へは別途詳細を通知する)

イ 場所 豊見城市役所内

ウ 実施内容

① 提出した書類をもとにプレゼンテーションを行う。当日の追加資料は認めない。

② プレゼンテーションは1事業者につき概ね30分(説明20分 質疑応答10分)とする。

③ 当日プレゼンテーション会場には、ディスプレイモニター、プロジェクター、接続ケーブル等は市が用意するが、その他PC等必要なものがあれば、事業者が持参すること。

なお、事前に接続確認を希望する場合は前日の13:00～17:00の間に対応可能とするので、事前に申し出ること。

④ 注意事項 プレゼンテーション説明要員は最大3名までとする。

(2) 選定方法

受託者の選定にあたっては、豊見城市プロポーザル方式の実施に関する要領第16条に基づき、市の選定委員会の委員が提出された参加申込書類、企画提案書等の内容及びプレゼンテーシ

ョン・ヒアリング等について評価選定するものとする。

ア 選定委員会において、各委員が評価点をつけ、その合計点数が高い順に順位をつける。順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者に選定するものとする。

イ アにおいて順位を1位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点数が最も多いものを優先交渉権者とする。

ウ イにおいて順位を1位とした当該提案者の採点の合計点数が同点の場合は、直ちに当該提案者それぞれにくじを引かせて優先交渉権者とさだめるものとする。この場合、当該提案者それぞれによりくじを引く順番はきめることとする。

エ 選定委員の評価基準は、70点満点のうち60%の42点とし、上記ア～ウに関わらず、この基準に満たない場合はいかなる提案者も選定しないものとする。

オ 提案者が1社の場合はヒアリング等を行い、選定委員の審査及び合意でもって優先交渉権者とする。その場合も、上記エの基準を満たすこととする。

10 選定基準の着眼点

選定基準の考え方は別紙1のとおりとする。

(1) 業務及び実務経歴、作業工程の内容

実施体制及び事業実績、安全管理、作業計画、作業スケジュール等の適切性・具体性、その他業務遂行能力など

(2) 企画提案書の内容

提案内容的確性・実現性、データ収集・分析手法の妥当性、独自の工夫など

(3) 見積価格の内容

作業内容に対する見積価格の妥当性等

11 選定結果の通知

選定結果については、すべての企画提案者へ文書で通知をする。なお、選定委員会の審査内容は非公開とする。また、自社以外の社名を伏せた各受託候補者の総合点数の一覧表を添付することで説明に変えるものとし、選定結果に対する個別の内容や提案に関する評価についてなど、質問や異議申し立て等については受け付けない。

12 契約の締結

選定委員会にて選定した最上位者を受託候補者として特定し、委託契約締結に向けた協議を行う。ただし、受託候補者が辞退を申し出た場合、または契約に向けて協議が整わない場合は、次点の事業者と交渉を行う。

13 その他留意事項

(1) 参加する事業者はこの要領を熟読し、これらを遵守し、市の指示に従い、公平な競争の妨げにならないよう、常に善良なる参加者として取り組むこと。

- (2) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (3) 提出書類の受領後の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 所定の日時及び場所に提案書類等を提出しない場合
 - ウ 実施要領、仕様書等に定める事項に適応しないと認められる場合
 - エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 選定委員又は関係者に、本事業に対する直接または間接的に接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - カ 選定結果に影響をあたえるような不誠実な行為があったと認められる場合
- (5) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。また、提出された資料の返却はしない。
- (6) 参加申し込み書類の提出後にこれを辞退する場合は、辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。
- (7) 業務の再委託の禁止
 - 受託者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務の一部について市と協議し、書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 急な社会情勢の変化や大規模災害対策など、不可抗力により市が本プロポーザル方式の実施が難しい場合、日程や手法の変更をする場合がある。

令和7年度豊見城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託 審査基準

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制 及び事業実績 (5項目)	1 知識と経験を有する者を配置し、的確に行うことができる組織体制かどうか 2 連絡・相談体制が整っており進行管理を円滑に行える体制かどうか 3 個人情報の保護について十分に理解し、配慮する取組みがあるか 4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査またはこれに類似した計画策定業務（特に高齢者福祉計画、介護保険事業計画等）の策定業務実績が豊富であるか 5 適正な工程管理（スケジュール）が提案されているか	25点
企画提案内容 (7項目)	1 当該業務に関する法令、制度の趣旨及び国の指針等を理解し反映された提案かどうか 2 仕様書に基づき、目的・内容を的確に反映しているか 3 高齢者の見やすい、調査票の提案や回収率向上に向けて工夫しているか 4 市の特性、現状、課題等を理解した内容になっているか 5 調査結果を多面的な視点で集計・分析する提案をしているか 6 内容に独自の工夫や独創性がみられるか 7 提案内容に説得力があり実現性が高いか	35点
見積価格 (2項目)	1 妥当な根拠に基づいた積算額となっているか 2 見積価格が企画提案内容に対して適当であるか	10点

※評価基準値は70点満点のうち60%の42点とする。評価基準値に満たない場合は最高得点でも順位をつけることができないものとする。